

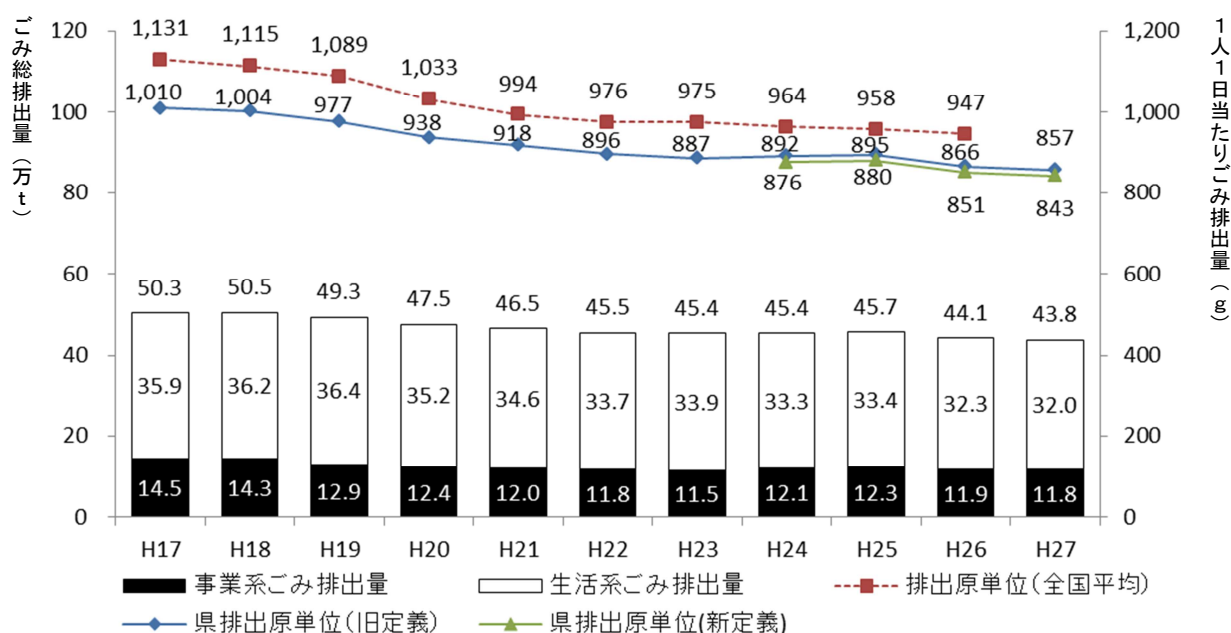
第四次滋賀県廃棄物処理計画の進捗状況について

1. 一般廃棄物（ごみ）

(1) ごみ排出量の状況

- 本県のごみ総排出量および1人1日当たりごみ排出量は、近年やや増加がみられたが、平成26年度から再び減少するなど、減少傾向。事業系ごみは平成23年度よりも若干多い状況。
- 平成27年度の本県の1人1日当たりごみ排出量は843g（新定義）（旧定義で857g）で、第三次計画の目標値910g（旧定義）を達成している。第四次計画の目標値の820g（新定義）まで、あと23g削減が必要。※H27実績値はいずれも速報値
- 平成26年度の本県の1人1日当たりごみ排出量は、全国平均(947g)（H26）より約1割程度少なく、全国の都道府県では少ない方から4番目（H26年度）という状況。

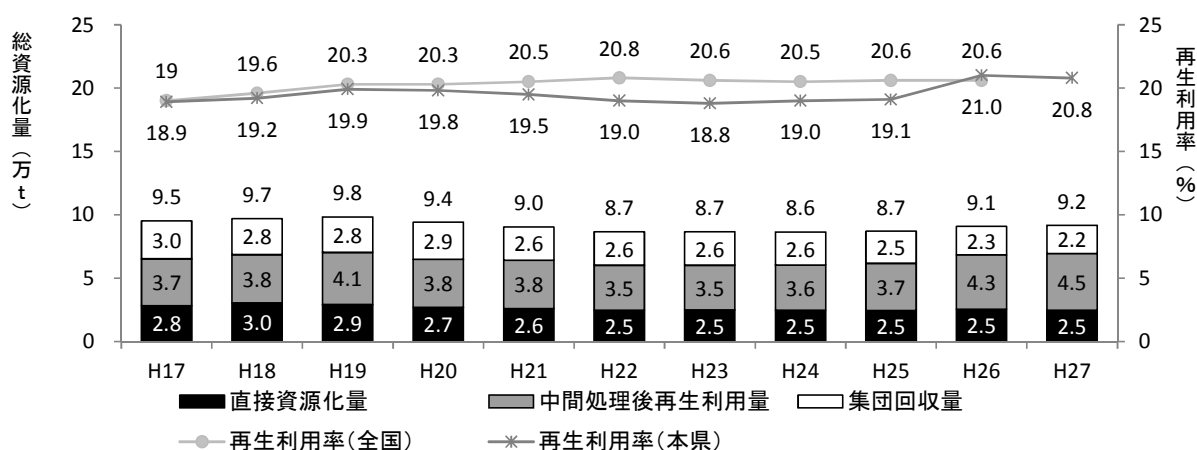
図1 ごみ排出量の推移



(2) 再生利用（リサイクル）の状況

- 総資源化量は平成19年度から平成22年度にかけて減少が進み、その後平成25年度まで概ね横ばいであったが、平成26年度に再び増加し、平成27年度もほぼ横ばい。
- 再生利用率（リサイクル率）も、同様の傾向。平成26年度以降、全国平均と同程度。

図表2 ごみの再生利用率等の推移

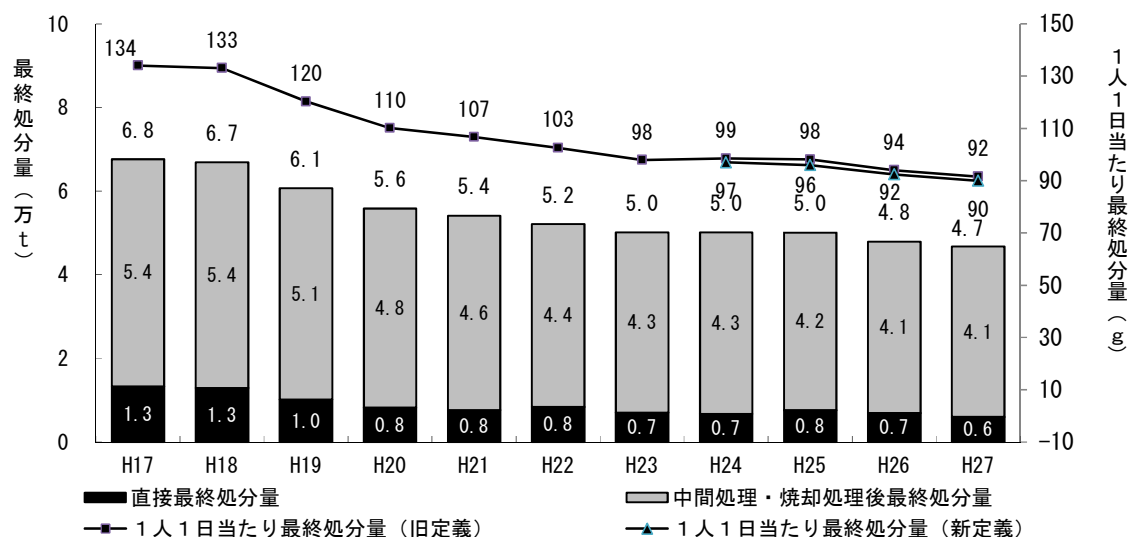


(3) 最終処分量の状況

- 本県の最終処分量および1人1日当たり最終処分量は、ごみ総排出量と同様の傾向にあり、平成22年度まで減少が進み、その後概ね横ばいであったが、平成26年度以降再び減少。
- 1人1日当たり最終処分量は90g(新定義)(旧定義で92g)で、第三次計画の目標値95g(旧定義)は達成している。第四次計画の目標値の82g(新定義)まで、あと8g削減が必要。

※H27実績値はいずれも速報値

図表3 ごみの最終処分量の推移



(4) 各市町におけるごみの処理状況(平成27年度)

- 平成27年度の各市町の状況は図表4、5のとおり。
- 1人1日当たりごみ排出量が県平均を超える市町は8市町。再生利用率が県平均を下回る市町は10市町。1人1日当たり最終処分量が県平均を超える市町は9市町。
- 平成26年度に引き続き県全体のごみ排出量、最終処分量が減少。大津市、彦根市、長浜市など都市部でごみ減量が進んだ一方で、都市部以外ではやや増加がみられる。
- 再生利用率は、概ね平成26年度から横ばいの状況。再生利用率も彦根市で約2%の上昇がみられる。最終処分量についても彦根市などで減少が続いている。

図表4

ごみ処理の概要（平成27年度実績）

速報値（H29. 2. 28時点）

市区町村名	総人口 (人)	うち外国人 人口 (人)	ごみ総排出量（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）				1人1日当たりの排出量			リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)	1人1日当たり最終処分量 (g)
			計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	合計 (ごみ総排出量)*10^6/総人口/366 (g)	生活系ごみ (生活系ごみ搬入量+集団回収量)*10^6/総人口/366 (g)	事業系ごみ (事業系ごみ搬入量)*10^6/総人口/366 (g)			
滋賀県合計	1,419,756	23,829	382,683	33,135	22,241	438,059	843	616	227	20.8	46,925	90.3
大津市	342,369	3,961	93,940	2,520	9,269	105,729	844	627	217	17.2	11,431	91.2
彦根市	112,660	2,070	31,950	5,558	2,384	39,892	967	703	264	15.0	6,113	148.3
長浜市	121,283	3,007	32,001	3,629	0	35,630	803	598	205	15.8	4,658	104.9
近江八幡市	82,222	1,113	21,983	4,121	1,559	27,663	919	664	255	32.2	1,579	52.5
草津市	130,048	1,836	37,043	853	4,146	42,042	883	600	283	19.1	4,438	93.2
守山市	80,935	734	23,332	1,241	0	24,573	830	596	233	26.5	2,798	94.5
栗東市	67,535	990	18,145	1,094	0	19,239	778	526	252	21.8	1,488	60.2
甲賀市	92,410	2,656	26,300	3,955	0	30,255	895	579	315	16.3	3,629	107.3
野洲市	50,789	452	11,095	2,604	1,415	15,114	813	651	162	20.2	2,348	126.3
湖南市	54,872	2,193	14,706	704	717	16,127	803	543	260	13.8	1,658	82.6
高島市	51,217	408	14,568	2,103	171	16,842	898	749	150	13.7	3,030	161.6
東近江市	115,379	2,568	28,754	2,403	1,478	32,635	773	585	188	20.7	1,372	32.5
米原市	39,893	402	9,423	853	2	10,278	704	566	138	20.9	1,228	84.1
日野町	22,156	373	5,514	642	659	6,815	840	655	186	22.9	289	35.6
竜王町	12,443	153	3,921	144	0	4,065	893	512	380	12.4	190	41.7
愛荘町	21,189	715	4,506	227	0	4,733	611	502	109	93.1	73	9.4
豊郷町	7,386	122	1,923	404	0	2,327	861	751	110	89.4	246	91.0
甲良町	7,301	46	1,673	29	119	1,821	681	629	53	90.3	177	66.2
多賀町	7,669	30	1,906	51	322	2,279	812	659	152	92.1	180	64.1

近年の推移

速報値（H29. 2. 28時点）

市区町村名	総人口 (人)	うち外国人 人口 (人)	ごみ総排出量（計画収集量+直接搬入量+集団回収量）				1人1日当たりの排出量			リサイクル率 (%)	最終処分量 (t)	1人1日当たり最終処分量 (g)
			計画収集量 (t)	直接搬入量 (t)	集団回収量 (t)	合計 (t)	合計 (g)	生活系ごみ (g)	事業系ごみ (g)			
H32四次計画目標値等						425,000	820	603	217	22.4	43,000	82
H27 滋賀県合計	1,419,756	23,829	382,683	33,135	22,241	438,059	843	616	227	20.8	46,925	90.3
H26 滋賀県合計	1,420,801	23,659	387,940	30,867	22,611	441,418	851	622	229	21.0	47,942	92.4
H25 滋賀県合計	1,421,467	23,929	395,534	35,737	25,378	456,649	880	643	237	19.1	50,061	96.5
H24 滋賀県合計	1,419,428	24,437	397,028	30,929	26,075	454,032	876	642	234	19.0	50,155	96.8
H23 滋賀県合計	1,398,183	-	396,714	30,551	26,478	453,743	887	662	225	18.8	50,114	97.9

図表5

市町の近年の推移

市区町村名	ごみ総排出量			1人1日当たりの排出量			リサイクル率			1人1日当たり最終処分量		
	H27 (t)	H26 (t)	H25 (t)	H27 (g)	H26 (g)	H25 (g)	H27 (%)	H26 (%)	H25 (%)	H27 (g)	H26 (g)	H25 (g)
滋賀県合計	438,059	441,418	456,649	843	851	880	20.8	21.0	19.1	90.3	92.4	96.5
大津市	105,729	106,287	114,772	844	849	918	17.2	19.0	14.3	91.2	110.2	116.0
彦根市	39,892	43,167	45,777	967	1,050	1,113	15.0	13.2	13.4	148.3	167.3	185.9
長浜市	35,630	36,200	37,264	803	813	830	15.8	16.4	17.0	104.9	101.3	107.1
近江八幡市	27,663	27,314	27,478	919	907	915	32.2	32.0	13.7	52.5	51.1	24.6
草津市	42,042	42,576	43,346	883	907	936	19.1	19.2	19.5	93.2	95.4	98.1
守山市	24,573	24,345	24,633	830	829	845	26.5	27.0	28.2	94.5	93.0	86.7
栗東市	19,239	19,318	19,207	778	790	788	21.8	22.5	23.4	60.2	59.6	58.2
甲賀市	30,255	29,908	29,687	895	882	870	16.3	17.2	16.1	107.3	99.7	100.2
野洲市	15,114	14,694	14,619	813	792	787	20.2	17.3	18.4	126.3	139.0	136.6
湖南市	16,127	16,352	15,895	803	815	793	13.8	13.3	14.1	82.6	80.8	79.2
高島市	16,842	16,949	18,706	898	897	980	13.7	13.2	13.7	161.6	63.5	129.5
東近江市	32,635	32,420	32,791	773	768	772	20.7	20.3	22.3	32.5	33.9	33.0
米原市	10,278	10,189	10,401	704	694	703	20.9	21.7	22.3	84.1	78.0	84.2
日野町	6,815	6,793	6,699	840	840	818	22.9	23.6	24.4	35.6	36.1	34.0
竜王町	4,065	4,042	4,051	893	881	872	12.4	12.6	14.3	41.7	43.4	40.2
愛荘町	4,733	4,595	4,526	611	595	584	93.1	92.8	92.9	9.4	9.5	17.3
豊郷町	2,327	2,089	2,215	861	778	821	89.4	89.3	87.8	91.0	83.1	100.5
甲良町	1,821	1,813	2,501	681	662	908	90.3	88.7	93.0	66.2	75.2	63.6
多賀町	2,279	2,367	2,081	812	838	732	92.1	91.0	91.7	64.1	75.5	60.5

	前年度との差	
滋賀県合計	-3,359	-15,231
大津市	-558	-8,485
彦根市	-3,275	-2,610
長浜市	-570	-1,064
近江八幡市	349	-164
草津市	-534	-770
守山市	228	-288
栗東市	-79	111
甲賀市	347	221
野洲市	420	75
湖南市	-225	457
高島市	-107	-1,757
東近江市	215	-371
米原市	89	-212
日野町	22	94
竜王町	23	-9
愛荘町	138	69
豊郷町	238	-126
甲良町	8	-688
多賀町	-88	286

※500t以上の増減に着色

	前年度との差	
滋賀県合計	-8	-29
大津市	-6	-69
彦根市	-83	-63
長浜市	-11	-16
近江八幡市	12	-7
草津市	-24	-29
守山市	1	-16
栗東市	-12	2
甲賀市	13	11
野洲市	21	5
湖南市	-12	22
高島市	1	-83
東近江市	5	-5
米原市	10	-8
日野町	0	22
竜王町	12	9
愛荘町	15	11
豊郷町	83	-43
甲良町	20	-247
多賀町	-27	106

※50g以上の増減に着色

	前年度との差	
滋賀県合計	0	2
大津市	-2	5
彦根市	2	0
長浜市	-1	-1
近江八幡市	0	18
草津市	0	0
守山市	0	-1
栗東市	-1	-1
甲賀市	-1	1
野洲市	3	-1
湖南市	0	-1
高島市	1	-1
東近江市	0	-2
米原市	-1	-1
日野町	-1	-1
竜王町	0	-2
愛荘町	0	0
豊郷町	0	2
甲良町	2	-4
多賀町	1	-1

※2%以上の増減に着色

	前年度との差	
滋賀県合計	-2	-4
大津市	-19	-6
彦根市	-19	-19
長浜市	4	-6
近江八幡市	1	26
草津市	-2	-3
守山市	1	6
栗東市	1	1
甲賀市	8	0
野洲市	-13	2
湖南市	2	2
高島市	98	-66
東近江市	-1	1
米原市	6	-6
日野町	0	2
竜王町	-2	3
愛荘町	0	-8
豊郷町	8	-17
甲良町	-9	12
多賀町	-11	15

※10g以上の増減に着色

は大きな変動
があったもの

(5) 一般廃棄物（ごみ）に係る第三次計画および第四次計画の数値目標の達成状況

- 第三次計画および第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表6 一般廃棄物（ごみ）に係る第三次計画および第四次計画の数値目標の達成状況

		実績値									三次計画 目標値	目標 達成 状況	四次計画 目標値	目標 達成 状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H27		H32	
ごみ総排出量	万t	47.5	46.5	45.5	45.4	45.4	45.7	44.1	43.8	—	参考指標 46.3		参考指標 42.5	
1人1日当たり ごみ排出量(旧定義)	g	938	918	896	887	892	895	866	857	—	910	達成		
1人1日当たり ごみ排出量(新定義)	g					876	880	851	843	—			820	未達成
総資源化量	万t	9.4	9.0	8.7	8.7	8.6	8.7	9.1	9.2	—	参考指標 11.5		参考指標 9.5	
再生利用率	%	19.8	19.5	19.0	18.8	19.0	19.1	21.0	20.8	—	参考指標 25		参考指標 22.4	
最終処分量	万t	5.6	5.4	5.2	5.0	5.0	5.0	4.8	4.7	—	参考指標 4.8		参考指標 4.3	
1人1日当たり 最終処分量(旧定義)	g	110	107	103	98	99	98	94	92	—	95	達成		
1人1日当たり 最終処分量(新定義)	g					97	96	92	90	—			82	未達成
マイバッグ持参率 (レジ袋辞退率)	%	—	—	—	49	51.6	89.2	89.7	89.9	—	80		80以上 (計画期間中)	
定点観測による 散在性ごみ個数	個	16	12	14	15	16	11	13	10	12	12.6	達成	11.3以下 (計画期間中)	未達成

※H27のごみ総排出量～1人1日当たり最終処分量は速報値

(6) 今後の課題と方向性

<課題等>

- ごみ排出量・最終処分量ともに平成27年度実績は引き続き減少傾向にあり、平成32年度の目標達成に向けて順調に推移しているとみられる。
- 一方、各指標において、県平均に到達していない市町、三次計画の目標値にも到達していない市町※もあることから、引き続きごみ減量等に向けた施策を推進する必要がある。

※1人1日当たりごみ排出量が三次計画の目標値未到達：彦根市、近江八幡市

※1人1日当たり最終処分量が三次計画の目標値未到達：彦根市、長浜市、守山市、野洲市、高島市

- 再生利用率は、近年改善が見られた※が、容器の軽量化、集団回収量や紙媒体の減少、小売店等における資源回収の普及等を考慮すると、今後、大幅な上昇は見込めないと推測される。

※H26以降の上昇は、主に焼却処理施設を建設中の市における他県の民間処理施設での処理(委託)が影響

<今後の方向性> ※個別施策の方向性の詳細は別紙

⇒レジ袋削減協定締結事業者におけるレジ袋の無料配布中止はほぼ浸透しており、今後はレジ袋削減協定締結事業者の拡大を図る。

⇒さらなるごみ減量のため、食品ロス削減に向けた取組を本格化させるほか、リユース（物を廃棄せずに再使用）に係る県民向けの情報提供・意識啓発を充実させる。

⇒可燃ごみ中に再生利用可能なごみが含まれることがないよう、引き続き分別を徹底する。

⇒引き続き小売店等における資源回収の取組を促進するための情報提供を実施する。

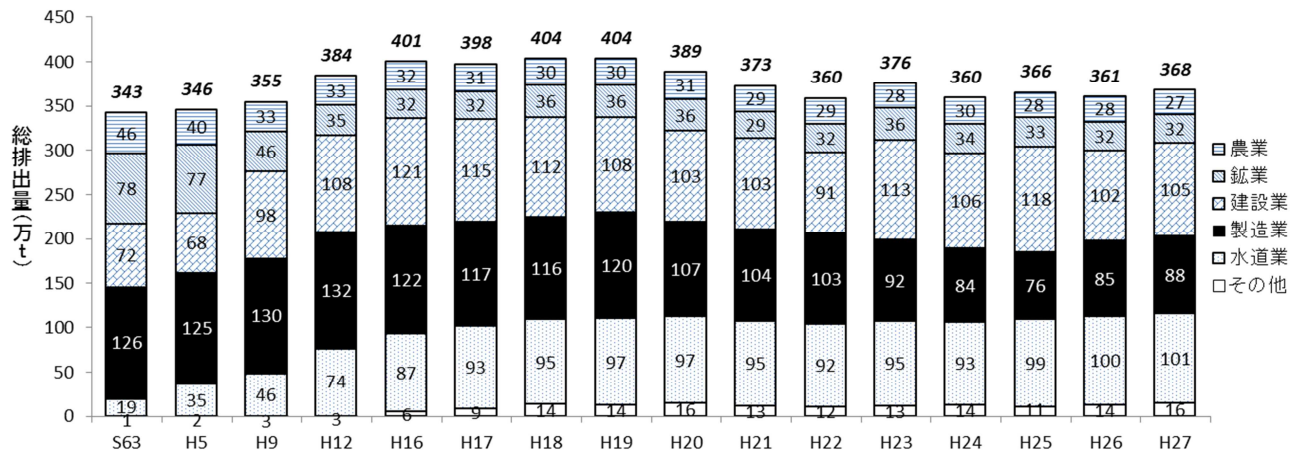
⇒3Rに関し、県民一人ひとりの実践に結びつく、わかりやすい情報提供・普及啓発に努める。

2. 産業廃棄物

(1) 排出量の状況

- 総排出量は、平成 27 年度は 368 万 t で平成 26 年度より若干増加したが、平成 21 年度以降概ね横ばいの傾向にあると言える。
- 平成 27 年度は、業種別では、建設業が 29%、水道業（下水道業を含む）が 27%、製造業が 24%を占める状況。 ※H27 実績値はいずれも速報値

図表 7 産業廃棄物の排出量の推移



図表 8 産業廃棄物品目別・業種別排出量（平成 27 年度）（単位：千 t / 年）

種類	合計			農業	鉱業	建設業	製造業	水道業	その他
	平成27年度	比率	平成26年度						
燃え殻	5	0%	4	0	0	1	2	0	2
汚泥	1,952 (308)	53%	1,916 (319)	0	313	46	555	1,004	34
廃油	52	1%	50	0	0	1	34	0	17
廃酸	15	0%	19	0	0	0	14	0	1
廃アルカリ	82	2%	69	0	0	0	78	0	4
廃プラスチック類	157	4%	151	1	0	30	68	0	58
紙くず	6	0%	4	0	0	6	0	0	0
木くず	78	2%	81	0	0	74	3	0	0
繊維くず	1	0%	0	0	0	1	0	0	0
動植物性残さ	24	1%	14	0	0	0	24	0	0
ゴムくず	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	27	1%	32	0	0	8	5	0	13
ガラス・陶磁器	110	3%	91	0	0	32	60	1	17
鉱さい	29	1%	42	0	4	0	24	0	2
がれき類	841	23%	832	0	0	841	0	0	0
ばいじん	7	0%	1	0	0	0	7	0	0
家畜ふん尿	273	7%	282	273	0	0	0	0	0
家畜の死体	0	0%	0	0	0	0	0	0	0
その他	21	1%	21	0	0	9	1	0	11
合計	3,680 (2,036)	100%	3,609 <2,012>	274	317	1,049	878	1,006	158

※1 ()内の数値は、汚泥を事業所内での脱水後の汚泥量で捉えたもの。

- 品目別の排出量は、汚泥が 195.2 万 t で全体の 53% を占め、以下、がれき類 (84.1 万 t, 23%)、家畜のふん尿 (27.3 万 t, 7%)、廃プラスチック類 (15.7 万 t, 4%) の順に多い。 全国と比較して汚泥とがれき類の比率が高い一方で、家畜ふん尿の比率が低いのが本県の特徴。

※全国 (H25 実績) : 汚泥 : 42.7%、家畜ふん尿 : 21.5%、がれき類 : 16.4%、

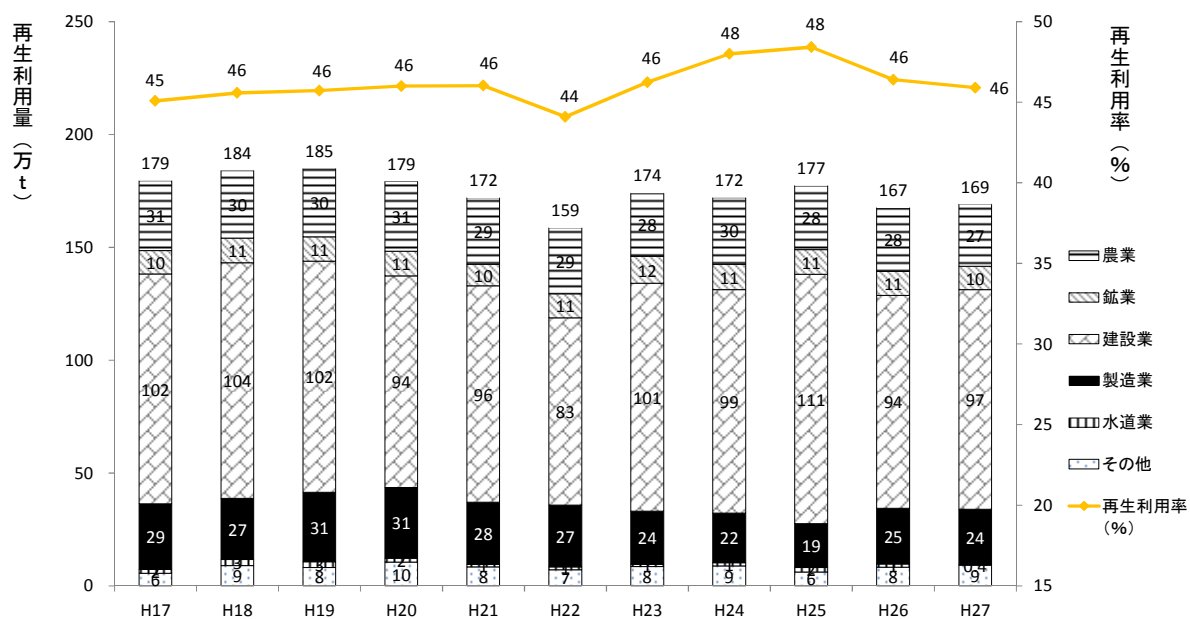
- 平成 26 年度と平成 27 年度を比較すると、汚泥が 3.6 万 t、廃アルカリが 1.3 万 t、動植物性残渣が 1 万 t 増加するなどした一方で、鉱さい、金属くず、家畜ふん尿などが減少。

(2) 再生利用量の状況

- 再生利用量は、平成 22 年度（159 万 t）以降平成 25 年度まで増加傾向にあったが、平成 26 年度に減少し、平成 27 年度は 169 万 t で横ばいにある。
- 再生利用率は、平成 22 年度（44%）から平成 25 年度（48%）まで上昇傾向にあったが、平成 26 年度、平成 27 年度ともに 46%。再生利用率の高いがれき類の排出量の減少が影響している。（がれき排出量：H25（97.9 万 t）、H26（83.2 万 t）、H27（84.1 万 t））

※H27 実績値はいずれも速報値

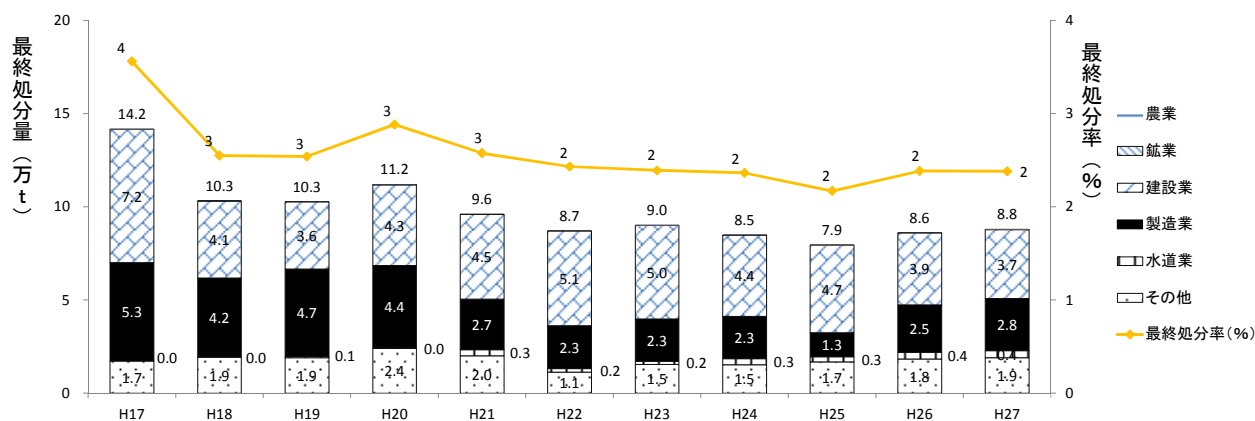
図表 9 産業廃棄物の再生利用量の推移



(3) 最終処分量の状況

- 平成 27 年度の最終処分量は 8.8 万 t で、総排出量の増加に伴い平成 26 年度（8.6 万 t）より若干増加したが、ほぼ横ばいにある。
- 平成 27 年度 of 最終処分率は引き続き 2% 台を維持している。
- 第三次計画の目標（10 万 t）は既に達成されており、第四次計画の目標値（7.4 万 t）までは、あと 1.4 万 t の削減が必要。※H27 実績値はいずれも速報値

図表 10 産業廃棄物の最終処分量の推移



(4) 産業廃棄物の品目別の処理状況

- 処理状況を品目別にみると、汚泥、廃酸および廃アルカリは減量化量の比率が高く、廃プラスチック類、木くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・陶磁器くず、鉱さい、がれき類および動物の糞尿は資源化（再生利用量）の比率が高くなっている。燃え殻、ゴムくず、ばいじん、その他の廃棄物（混合廃棄物等）は最終処分量の占める割合が高い。
- がれき類の排出量が減少し、再生利用量が減少したことにより、平成 26 年度から産業廃棄物全体の再生利用率は 46%となっている（H25（がれき類）：97.9 万 t）。

図表 11 産業廃棄物の品目別の処理状況

品目	総排出量(万t)		減量化量(万t)		再生利用量(万t)		再生利用率(%)		最終処分量(万t)	
	H26	H27	H26	H27	H26	H27	H26	H27	H26	H27
燃え殻	0.4	0.5	0.1	0.1	0.1	0.1	33	22	0.2	0.3
汚泥	191.6	195.2	170.5	175.1	20.1	19.0	10	10	1.0	1.2
廃油	5.0	5.2	2.9	2.9	2.1	2.4	41	45	0.0	0.0
廃酸	1.9	1.5	1.5	1.1	0.4	0.3	21	23	0.0	0.0
廃アルカリ	6.9	8.2	6.4	7.6	0.5	0.5	7	6	0.0	0.0
廃プラスチック類	15.1	15.7	1.9	2.2	11.5	11.9	76	76	1.7	1.6
紙くず	0.4	0.6	0.0	0.1	0.4	0.4	80	66	0.1	0.1
木くず	8.1	7.8	0.5	0.4	7.4	7.1	91	92	0.2	0.2
繊維くず	0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	62	72	0.0	0.0
動植物性残さ	1.4	2.4	0.2	0.3	1.1	2.0	78	84	0.1	0.1
ゴムくず	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1	3	0.0	0.0
金属くず	3.2	2.7	0.0	0.0	3.1	2.6	97	97	0.1	0.1
ガラス陶磁器くず	9.1	11.0	0.0	0.0	6.6	8.6	73	78	2.4	2.4
鉱さい	4.2	2.9	0.0	0.0	4.1	2.8	97	96	0.1	0.1
がれき類	83.2	84.1	0.0	0.0	81.5	82.6	98	98	1.6	1.4
ばいじん	0.1	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	33	90	0.1	0.1
動物のふん尿	28.2	27.3	0.0	0.0	28.2	27.3	100	100	0.0	0.0
その他	2.1	2.1	0.8	0.6	0.4	0.6	19	27	0.9	1.0
合計	360.9	368.0	184.9	190.3	167.5	169.0	46	46	8.6	8.8

(5) 産業廃棄物に係る第三次計画および第四次計画の数値目標の達成状況

- 第三次計画および第四次計画における数値目標の達成状況は以下のとおり。

図表 12 産業廃棄物に係る第三次計画および第四次計画の数値目標の達成状況

		実績値									三次計画 目標値	目標 達成 状況	四次計画 目標値	目標 達成 状況
		H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H27		H32	
総排出量	万t	389	373	360	376	360	366	361	368	—	参考指標 394		参考指標 365	
発生量	万t	226	226	199	212	199	202	201	204	—	参考指標 231		参考指標 203	
再生利用量	万t	179	172	159	174	172	177	167	169	—	参考指標 181		参考指標 177	
再生利用率	%	46	46	44	46	48	48	46	46	—	参考指標 46		参考指標 49	
最終処分量	万t	11.2	9.6	8.7	9.0	8.5	7.9	8.6	8.8	—	10	達成	7.4	未達成
有効利用率	%	89	90	89	90	90	92	90	90	—	参考指標 88		参考指標 91	
廃棄物処理施設や産 廃処分業者への立入検 査実施率 ※一廃処理施設含む	%	77	87	100	100	99.7	100	100	100	100	100	達成	100 (計画期間中)	達成
電子マニフェスト利用率	%	—	17.0	24.0	27.5	32.6	36.8	39.6	43.5	—	50	未達成	50以上 (計画期間中)	未達成
産業廃棄物の 不法投棄に係る解決率	%	69.9	80.3	75.6	77.8	86.4	89.1	85.0	85.0	—	80	達成	85以上 (計画期間中)	達成

※H27の総排出量～有効利用率は速報値

(6) 今後の課題と方向性

<課題等>

- 産業廃棄物の総排出量は、概ね横ばいであるが、老朽化などに伴う公共施設等の更新（建替、改修等）により、建設業において、中長期的に排出量が増加する可能性があることに留意が必要。
- 産業廃棄物の再生利用量、再生利用率は平成26年度以降、再生利用率が若干低下。ただし、有効利用率¹は、平成26年度と同じく90%を維持している。
- 最終処分量は総排出量に併せて増加している。
- 電子マニフェスト利用率は、目標値に届いていないが、上昇が続いている。

<今後の方向性> ※個別施策の方向性の詳細は別紙

- ⇒引き続き事業者による産廃の発生抑制・資源化に係る研究開発・施設整備等を促進する。
- ⇒引き続き事業者に対し、発生抑制・資源化の優良事例や電子マニフェストをはじめとする適正処理に係る情報提供・普及啓発を実施する。
- ⇒滋賀県リサイクル製品認定制度²に基づく認定製品を引き続き増やしつつ、県や市町の公共工事、民間での利用を促進することでリサイクルを促進する。

¹ 発生量（総排出量のうち汚泥について排出事業所内において脱水した後の量としたもの）のうち、再生利用するために仕向けられた量が「有効利用された量」で、これを発生量で除した数値が「有効利用率」。汚泥の脱水後を基準とした実質的な再生利用の程度を示した数値。

² 主に県内で発生する循環資源（廃棄物や製造過程で発生した副産物、木材等）を利用し、県内事業所で製造加工される製品（コンクリート二次製品、改良土、堆肥など）について、一定の基準に適合するものを認定。

第四次滋賀県廃棄物処理計画に係る施策の取組状況等調査票

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎: 予定どおり ○: 概ね予定どおり △: 一部達成 ×: 未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
1	容器包装廃棄物の削減推進	「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」におけるマイバグ携帯の啓発や「滋賀県におけるレジ袋削減の取組に関する協定」への新たな事業者の参加を促すことなどを通じて、 レジ袋削減(リフューズ)をさらに推進 します。	マイバグ持参率(レジ袋辞退率): 80%以上	・マイバグ携帯キャッチコピー募集(応募: 872作品)を踏まえたチラシ制作・配布 ・10月～11月(うち14日)に、県・市町・団体等によるマイバグ携帯、グリーン購入、過剰包装の軽減等に係る啓発キャンペーン(街頭啓発: 24箇所(H28))を実施。併せて同期間中め事業者が独自の取組を推進。 ・レジ無料配布中止実施事業者の拡大に向けて事業者へ働きかけを実施(レジ無料配布中止実施事業者 H27:28事業者 ⇒ H28:30事業者) ・「ごみ減量・資源化情報サイト」(県HP)をリニューアルし、マイバグ携帯、グリーン購入、過剰包装の軽減等に係る普及啓発・情報提供を実施 ＜取組目標の達成状況＞ ・マイバグ持参率(レジ袋辞退率): 89.9%(H28.3) ※H28実績はH29.6頃とりまとめ予定	◎: 予定どおり	・レジ袋辞退率の状況から、消費者によるレジ袋辞退は、無料配布を中止するレジ袋削減協定締結事業者の店舗において、ほぼ限界近くまで浸透が進んだものと思われる。ただし、この数値は現行の協定締結事業者における数値であり、今後、新たな協定参加事業者(特に食品小売業以外の事業者)を開拓し、そのうえでレジ辞退率を高水準で維持するよう取り組む。 ・顧客のほとんどがマイバグを持参する店舗でマイバグ携帯等を普及啓発する従来どおりの街頭啓発(「環境にやさしい買い物キャンペーン」)を行っても効果が薄いと見込まれ、キャンペーンの実施箇所の再検討を行う。 ・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。
2		市町や参画事業者、県民団体と連携しながら、「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」の取組において、過剰包装の軽減等をはじめとする レジ袋以外の容器包装廃棄物の削減を推進 します。		(以下、番号1以外) ・関西広域連合で制作したHP(=「 マイボトルスポットMAP1 」)のリンクを県HPに掲載し、マイボトルの利用促進に向けた周知を実施。	○: 概ね予定どおり	(以下、番号1以外) ・関西広域連合で制作したHP(=「 マイボトルスポットMAP1 」)の 周知を徹底するため、街頭啓発 (「環境にやさしい買い物キャンペーン」)での普及啓発を行う。
3		マイボトル等の利用促進 を図るため、マイボトル等への飲料提供が可能な店舗情報について、関西広域連合の取組と連携しながら情報提供を実施します。			○: 概ね予定どおり	
4		「 滋賀県分別収集促進計画 」に基づく容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、廃棄物の減量および資源化を推進します。		・第7期計画を見直し、 平成28年8月に「第8期滋賀県分別収集促進計画」を策定 ・公表(滋賀県HPに掲載)	◎: 予定どおり	・「第8期滋賀県分別収集促進計画」に基づき引き続き分別収集を実施する。
5	グリーン購入の推進(ごみの削減)	グリーン購入推進ネットワークの活動支援や県民、事業者への普及啓発を通して、県民や事業者が物品を購入する際に必要な物を必要な量だけ購入する消費行動や詰め替え製品の購入など容器や包装ができるだけ少ない物の購入に努める グリーン購入の普及拡大 を進めます。		・補助金交付により、滋賀グリーン購入ネットワークの活動を支援 ・同団体と連携し、6月にグリーン購入に係るパネル展示を実施 ・同団体主催の「第2回買うエコ大賞」の審査等に協力 ・滋賀GPN会員数: 468団体(H29.2.20現在) ・10月～11月(うち14日)に県・市町・団体等によるマイバグ携帯、グリーン購入、過剰包装の軽減等に係る啓発キャンペーン(街頭啓発箇所数: 24箇所(H28))を実施。併せて同期間中に事業者独自の取組実施を推進。	◎: 予定どおり	・引き続き同団体によるグリーン購入普及に係る取組を促進するとともに、同団体と連携した食品ロス削減をはじめとするごみ減量等の取組を推進する。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
6		県の物品等の調達においても「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、 <u>容器や包装ができるだけ少ないものなどの購入</u> に引き続き努めます。		・各所属で「 <u>滋賀県グリーン購入基本方針</u> 」に基づいた物品等の調達を実施 ・平成28年6月28日に一部改定し、石けんを特定調達品目に追加したほか、判断の基準等の見直しを実施 ・グリーン購入実績： （物品）調達率95.63%（H27） （太陽光発電システム）調達率100%（H27） ・庁内放送や会計管理局が実施する職員向けの研修により同基本方針に基づいた調達を推進	◎：予定どおり	・引き続き同基本方針に基づいた調達を推進する。
7	食品ロスの削減推進	市町や飲食店、宿泊施設、食品販売店等の事業者と連携し、食品ロス量の把握や食品廃棄を抑制する取組の促進、食品の食べきりの普及啓発を行うとともに、食べられるにもかかわらず廃棄される食品の削減に向けた情報提供などを通して、 <u>事業者が排出する食品ロスの削減を推進</u> します。		○平成28年7月の第四次計画の策定を踏まえ、県民や事業者に対する <u>普及啓発を開始</u> 。 ① <u>食品ロス削減のために実践すべき行動</u> （買い物、家庭での食事、外食、職場での親睦会など様々な場面で食品ロスを削減するために実践すべき行動）を <u>滋賀県職員に周知</u> ② <u>食品ロス削減レシピ</u> （余った食材や料理を捨てずに有効に使う調理法）の <u>募集</u> （8/末～10/末、41件応募）・ <u>県HPへの掲載</u> ③ <u>ウェブサイト</u> で <u>食べきりの推進や食品の買い過ぎ防止、食品ロス削減レシピ、フードバンク情報等を周知</u> （11月～）、テレビ（滋賀プラスワン）による食品ロス削減に係る啓発（3月） ④「びわ湖環境ビジネスメッセ」（10月）、「三方よしエコフェア」（12月）への出展 ○ <u>市町独自の食品ロス削減取組を要請</u> するとともに、連携体制の構築および次年度以降の取組への協力を求めるため、市町と意見交換を実施。 ○食品ロス削減に係る連携体制の構築および次年度以降の取組への協力を求めるため、 <u>関係団体および事業者との意見交換を実施</u>	◎：予定どおり	○今後、食品ロス削減を「県民運動」としてさらに広く浸透させるため、 <u>事業者・団体・行政が連携した取組の検討や情報交換を行う検討組織として、「（仮称）滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」を設置したうえで、全県的な啓発キャンペーンを展開するとともに、「（仮称）しが食品ロス削減推奨店制度」を設け、事業者における取組の促進を図る。</u> ○引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより「食品ロス」の普及啓発を実施する。 ○ドギーバッグ（料理の持ち帰り用の袋）について食品衛生上の課題も踏まえて取扱いを検討する必要がある。 ○ <u>引き続き市町における食品ロス量の調査を要請する</u> （2市が予定）。また、農水省公表予定の事業系食品廃棄物発生量データをもとに、本県における食品ロス量の推計が可能か検討する。
8		市町などと連携しながら、 <u>県民に食品の買い過ぎや可食部分の過剰除去、飲食店等での注文のし過ぎや食べ残しなどの食品ロスの削減に向けた普及啓発</u> を実施します。		○ <u>食品ロス量の把握に係る調査実施を市町に要請</u> （H28に1市が食品ロス量を把握する <u>ご組成調査を実施</u> ） ※「生ごみ」のうち食品ロスは32.5%（手つかず食品11.2%、食べ残し13.5%、過剰除去の可食部分7.8%）	◎：予定どおり	○食べ残し削減やごみ分別など身近な3R行動の実践を促す「 <u>ごみ3R出前講座</u> 」を開催する。
9	リデュース推進に係る普及啓発	市町や事業者、県民団体等と連携し、「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」において「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施するほか、県と市町が連携しながら、家庭での減量化取組事例の紹介を行うなど <u>県民が身近に感じられるごみ減量の実践に向けた普及啓発を実施</u> します。		・番号1と同じ ・ごみ減量・資源化情報サイトに「食品ロス」の普及啓発ページを開設し、事業者に対し、食品ロス削減に係る県民や事業者による実践行動に係る普及啓発、食品ロス削減レシピやフードバンク等に係る情報提供等を実施 ・ごみ減量・資源化情報サイトにおいて、家庭等で実施できるごみの減量・資源化のアイデアを募集し、紹介	◎：予定どおり	・番号1と同じ
10		<u>事業所</u> に対して廃棄物の発生抑制に向けた減量化取組事例の紹介や先進事例などの <u>情報提供を実施</u> します。		・ごみ減量・資源化情報サイトに事業者向けの廃棄物の発生抑制に向けた取組事例の紹介ページを開設し、情報提供を実施 ・琵琶湖環境ビジネスメッセ（10/19～10/21）および三方よしエコフェア（12/3）にて食品ロス削減に係る情報提供・啓発を実施	◎：予定どおり	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。 ・出展可能な環境イベントにおいて、普及啓発を実施する。
11	市町へのリデュース施策に係る情報提供等	県内市町のリデュース施策の取組状況やごみ処理有料化を含めた取組事例などの情報提供や助言を通じて、 <u>市町におけるリデュース施策を支援</u> します。		・ <u>各市町の食品ロス対策の取組事例を把握のうえ情報提供</u> するなど、未実施の市町での実施を要請。 ・「 <u>中部圏ごみゼロ社会実現推進会議</u> 」作成の <u>先進事例集を市町に情報提供</u> 。 ・ごみ減量・資源化情報サイトにおける新たなリデュースの普及啓発ページの開設について市町に周知。 <u>メールマガジンによる情報提供も実施</u> 。	◎：予定どおり	・県内市町における取組状況を把握し、好事例の展開を図る。 ・引き続き他府県における先進事例等を市町に情報提供する。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
12	リユース品の交換等の推進	市町が行うリユース品の交換等を促進する取組に係る情報や民間団体等が開催するフリーマーケットの開催情報等を県民等に情報提供することにより、 多様な主体が取り組む様々なリユースの取組を促進 します。		・ごみ減量・資源化情報サイトにリユースの普及啓発ページを開設し、 フリーマーケット開催情報を含むリユースに係る情報を掲載	◎：予定どおり	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。 ・H29から実施の「ごみ3R出前講座」にてリユースに係る普及啓発を行う。
13		市町と連携しながら、ウェブサイト等で リユースショップや修理取扱店の情報提供 を実施します。		・ごみ減量・資源化情報サイトにリユースの普及啓発ページを開設し、 リユースショップや修理取扱店の情報を掲載	◎：予定どおり	・引き続きリユースショップや修理取扱店の情報掲載を行うとともに、掲載件数の増加を図る。
14	リユース推進に係る普及啓発	県民等によるリユース品の積極的な利用促進を図るため、市町と連携しながら、県民等に対してリユースの重要性や身近な実践事例等を周知するなど リユース推進に係る普及啓発を実施 します。		12番、13番に同じ ・ごみ減量・資源化情報サイトにおいて、家庭等で実施できるごみの減量・資源化のアイデアを募集し、紹介	◎：予定どおり	12番、13番に同じ
15		市町と連携しながら、物を廃棄せず 修理(リペア)しながら再使用することを促すため、県民等に対して普及啓発 を実施します。		12番、13番に同じ	◎：予定どおり	12番、13番に同じ
16	市町へのリユース施策に係る情報提供等	県内市町のリユース施策の取組状況や他県等の先進事例などの情報提供を実施するほか、国が作成した「市町村による使用済製品等のリユース取組促進のための手引き」に基づく助言等を通じて 市町におけるリユース施策を支援 します。		・「中部圏ごみゼロ社会実現推進会議」作成の先進事例集を市町に情報提供。 ・ごみ減量・資源化情報サイトにおける新たなリユースの普及啓発ページの開設について市町に周知。メールマガジンによる情報提供も実施。	○：概ね予定どおり	・引き続き先進事例等の情報を把握し、市町等へ情報提供を行う必要がある。
17	産業廃棄物の発生抑制に係る研究開発および施設整備の促進	産業廃棄物の 発生抑制に係る研究開発および施設設備の整備を行う県内事業者等を支援 するため、産業廃棄物減量化支援事業を引き続き実施します。		・ 産業廃棄物の資源化に係る施設設備の整備に係る支援として、事業者による木質加熱アスファルト製造機製作の取組を支援 。(研究開発は申請なし) ※木質舗装原材料の資源化について、当初(50t/年)を施設整備後250t/年に。	○：概ね予定どおり	・リサイクル製品の利用や販売を長期的に継続させ、一層向上させるため、 滋賀県リサイクル認定製品もしくは滋賀県産業廃棄物減量化支援事業により開発もしくは改良された技術もしくは製品の販路拡大に係る取組を支援の対象に追加 することとした。
18	多量排出事業者による産業廃棄物処理計画の策定および同計画に基づく発生抑制等	多量排出事業者に対して産業廃棄物処理計画の策定を指導し、また、処理計画書および処理計画実施状況報告書をウェブサイトで公表 することにより、多量排出事業者による発生抑制・再生利用・適正処理等の自主的な取組を促進します。また、提出された処理計画書および実施状況報告書をもとに、 排出量の推移や業種別の排出状況の傾向等の分析を行い、事業者等への情報提供 等により取組を支援します。		・廃掃法第12条第9項(普通産廃)・第12条の2第10項(特管産廃)に基づき、年間1,000トン以上の産廃を排出する事業者(特別管理産廃は年間50トン以上)に対し、計画策定指導を実施し、 計画および実施状況報告書をHPで公表することで、多量排出事業者による自主的な産廃の発生抑制、再生利用等の取組を促進 。 ※提出：普通産廃173事業者／特管産廃：81事業者) ※計画書および報告書を県HP(循環社会推進課HP)に11月から掲載 ・処理計画実施状況報告書等をもとに、 排出量の推移や業種別の排出状況の傾向等の分析を実施 (環境審議会廃棄物部会資料として公表)	◎：予定どおり	・引き続き計画策定指導を行うとともに、計画書および報告書等のHP掲載を行う。
19	排出事業者に対する普及啓発	産業廃棄物の排出事業者に対して 、ウェブサイトや業界団体等が開催する講習会等の機会を通じて産業廃棄物の自主的な減量化の取組の先進事例を紹介するなど、 発生抑制に係る普及啓発を実施 します。		・ごみ減量・資源化情報サイトで関係法令や制度の紹介等を行うほか、産業廃棄物処理の状況や制度、 県補助金(産業廃棄物減量化支援事業)、排出事業者・中間処理業者の優良事例などの情報提供 を実施。	◎：予定どおり	・引き続き左記の情報を充実させながら情報提供・普及啓発を行う。
20	リサイクルに係る普及啓発	市町と連携しながら、家庭および事業所から排出される一般廃棄物における紙ごみ等の資源ごみの再生利用を進めるため、 分別の徹底について県民への普及啓発を実施 します。		・ごみ減量・資源化情報サイトに リサイクルの普及啓発ページを開設し、紙ごみの分別の徹底に係る情報を掲載	◎：予定どおり	・引き続き、ごみ減量・資源化情報サイト(リサイクルの普及啓発ページ)により、紙ごみの分別の徹底に係る情報を掲載 ・H29から実施の「ごみ3R出前講座」にて分別について普及啓発を行う。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
21		食品関連事業者等において食品廃棄物の資源化等の取組が行われるよう、 食品リサイクル法 や国が開催する食品リサイクルに係るセミナー 等の情報提供を実施 します。		・国による食品リサイクルの取組やセミナー開催等に係る情報を市町や関係団体等に周知 ・県HP(ごみ減量・資源化情報サイト)に 食品リサイクル法に係るページを開設 し、法の仕組みや国による食品リサイクル関連の支援措置、セミナー開催等に係る情報を掲載	◎：予定どおり	・引き続き関係者への情報提供や県HP等による情報提供を行う。
22		産業廃棄物のリサイクルを推進するため 、優良事例の紹介やリサイクル技術などの 情報提供等 により、 排出事業者および中間処理業者によるリサイクルを促進 します。		・ごみ減量・資源化情報サイトに産業廃棄物処理に係る状況や制度、 県補助金(産業廃棄物減量化支援事業)、県リサイクル認定製品制度、環境省主催のセミナー等の開催情報、排出事業者・中間処理業者の取組の優良事例を掲載 ・ びわ湖環境ビジネスメッセ(10月)で県リサイクル認定製品制度および製品について周知 。	◎：予定どおり	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより、情報提供を行うとともに事業者の取組の優良事例の掲載事例の増加を図る。
23	多様な資源回収ルートの利用促進	行政回収や集団回収のほかに、その利便性等から資源回収の一つのルートとして定着しつつある 店頭回収における資源回収状況を把握するとともに、回収システムおよび実施店舗に係る情報を県民に周知 し、その利用を促進します。		・ごみ減量・資源化情報サイトに、 資源物の店頭回収を実施する店舗の情報を掲載 した。	○：概ね予定どおり	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。
24	市町へのリサイクル施策に係る情報提供	県内市町のリサイクル施策、古紙や廃食用油などの資源回収の取組状況、他県等の先進事例などの情報提供を通じて、 市町におけるリサイクル施策を支援 します。		・「中部圏ごみゼロ社会実現推進会議」作成の先進事例集を市町に情報提供 ・ごみ減量・資源化情報サイトにおける新たなリサイクルの普及啓発ページの開設について市町に周知。メールマガジンによる情報提供も実施。	◎：予定どおり	・引き続き先進事例等の情報を把握し、市町等へ情報提供を行う必要がある。
25	グリーン購入の推進(リサイクル製品)	グリーン購入推進ネットワークの活動を支援し、県民や事業者への普及啓発等を通して、県民や事業者が物品を購入する際に、リサイクル製品等の環境への負荷の小さい環境配慮型製品を優先的に購入する グリーン購入の普及拡大 を進めます。		番号5と同じ	◎：予定どおり	番号5と同じ
26		県の物品等の調達においても 「滋賀県グリーン購入基本方針」に基づき、 リサイクル製品等の購入に引き続き努めます 。		番号6と同じ	◎：予定どおり	番号6と同じ
27	産業廃棄物の資源化に係る研究開発および施設整備の促進	産業廃棄物の資源化に係る研究開発および施設設備の整備を行う県内事業者等を支援 するため、産業廃棄物減量化支援事業を引き続き実施します。		17番と同じ	○：概ね予定どおり	17番と同じ
28	滋賀県リサイクル認定製品の利用促進	「滋賀県リサイクル認定製品」の認定により、リサイクル製品の充実を引き続き進め 、リサイクル産業の育成を進めます。		・ リサイクル認定製品については、H27の258製品から認定製品数が222製品 (コンクリート系建設資材165、その他建設資材41、造園・緑化資材10、生活用品等6)に 減少 。※H26:271製品 ・製品数の 減少理由は、湖南中部浄化センターの下水汚泥溶融スラグの供給停止および認定期間の満了 に伴うもの。 ・従前、申請期間を限定していたものを随時受付に改め、新規申請を提出しやすくすることとした。 ※従来(H27まで)は、4月～6月申請分を9月頃に認定、7月～9月申請分を2月頃に認定、12月～3月申請分は5月頃に認定	○：概ね予定どおり	・リサイクル製品の利用や販売を長期的に継続させ、一層向上させるため、 滋賀県リサイクル認定製品もしくは滋賀県産業廃棄物減量化支援事業により開発もしくは改良された技術もしくは製品の販路拡大を補助金(滋賀県産業廃棄物減量化支援事業補助金)による支援の対象に追加 することとした。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
29		物品調達または事業を行う際に、 認定製品を率先して使用し、または購入 するよう引き続き努めます。また、 市町に対して認定製品の利用を促進するための技術的助言および情報提供 を実施するほか、 県民および県内の事業者に対しても 、認定製品の利用が促進されるよう 情報提供 を実施します。		・市町へのアンケート調査で認定製品の利用状況等について現状把握した。 (6市町：制度を知らないとの回答) ⇒市町廃棄物担当課を通じて、建設部門、物品入札部門に制度および製品を周知した。 ・県HPやラジオ、パンフレット、びわ湖環境ビジネスメッセへの出展、県内2箇所(文化産業交流会館、淡海環境プラザ)での常設展示により、制度や認定製品の周知を実施。	○：概ね予定どおり	・ 県外で開催されるメッセ等の展示会への出展 により、一層の認定製品の利用促進を図る。
30	各種リサイクル法の適正な運用	容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、建設リサイクル法、食品リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法の 各種リサイクル法に基づく資源化等の取組が進められるよう周知 を図るとともに、 所管する関係法令に基づき必要な指導等 を行います。		・ごみ減量・資源化情報サイトに、 容器包装リサイクル制度に関するQAのページを開設	◎：予定どおり	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。
31				・ごみ減量・資源化情報サイトに、家電リサイクル制度に関するQAのページを開設 ・消費者団体が主催する消費者向けの説明会で制度の普及啓発を実施	◎：予定どおり	・引き続きごみ減量・資源化情報サイトにより情報提供を行う。
32				・建築部局、労基署と 合同パトロール (立入指導：107件)を 実施 し、適正な処理について必要な指導等を行った。	◎：予定どおり	・次年度も引き続き、建築部局や労基署と合同パトロールを行い、適正処理について指導等を行う。
33				・建設リサイクル法第10条に基づき届出を受理。 H27年度：3,878件(法第11条に基づく通知を含む。)※H28は集計中。 ・全国一斉パトロール H28年度：5月と10月の年2回実施。 ・県HPに建設リサイクル法に係るページを開設し、法の概要や関連する情報を掲載。	◎：予定どおり	・今後も適正に届出の受理を行う。 ・関係者への情報提供や県HP等による情報提供を行う。
34				・県内を所在地とする食品関連事業者について、食品リサイクル法第19条第1項あるいは第20条第1項の規定に基づき再生利用事業計画が認定された場合などに、国(厚生労働大臣、農政水産大臣、経済産業大臣、環境大臣の連名)から県に対し、認定内容の通知および管轄市町への周知依頼があることから、同内容を管轄市町に通知 通知件数 H27:3件、H28:2件(見込み)	◎：予定どおり	・引き続き、国からの依頼に基づき、適切に対応する。
35				・県HP内の「ごみ減量・資源化情報サイト」に 小型家電の回収に関するページを開設 し、制度の周知や各市町の回収方法がわかるHPへのリンク等を行った	◎：予定どおり	・県内で全市町が回収に取り組んでいるが、回収量が少ない市町もあるため、市町と連携して県民へのさらなる啓発等を行う
36				・自動車販売整備等関連団体により構成される協議会で、優良事業場の表彰に関わりながら、適正な自動車リサイクルの促進のための啓発等を行った。(会議出席 1回) ・自動車リサイクル法に基づく許可業者に対し、3年間で全事業場(全62施設)に立入検査することを計画し、今年度はそのうち25施設に立入し必要な指導等を行った。	◎：予定どおり	・関連団体の協議会へのオブザーバー参加を引き続き行い、法律の周知啓発を行う。 ・引き続き許可業者への立入検査を行い、適正な処理について必要な指導等を行う。
37		(再掲) 滋賀県分別収集促進計画 に基づく容器包装廃棄物の分別収集と再商品化により、廃棄物の減量および資源化を推進します。		番号4と同じ	◎：予定どおり	番号4と同じ

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
38	小型家電リサイクル制度に係る普及啓発等	使用済小型家電の回収を実施する市町による取組を支援するため、制度の目的や回収方法等について情報提供を実施します。		・環境省が実施した「小型家電リサイクル促進に向けた市町村支援事業」について各市町に周知を行い、参加を促した ・環境省公表の「小型家電リサイクルに関するワンストップHP」を各市町に周知し、県内および県外他市町村の回収方法を把握しやすくした	◎：予定どおり	・県内で全市町が回収に取り組んでいるが、県民一人当たりの回収量にばらつきがある。そのため、回収量が多い市町の取組み事例を他市町に紹介し、全体的な回収量の増加を図る
39		市町と連携しながら、小型家電製品や家電製品などの不用品回収業者について、県民に向けて注意喚起に努めるとともに、県および市町で情報交換を行います。		・県HP内の「ごみ減量・資源化情報サイト」に小型家電の回収に関するページを開設し、不用品回収業者に対する注意喚起を行った ・各市町が参加する環境事務所管内ごとの廃棄物対策会議で、不用品回収業者への対策等に関する情報共有を行った ・滋賀県廃棄物適正管理協議会において、不用品回収業者に関する対応や市民向け普及啓発の取組状況について、県・市町で情報交換を実施。 ・環境省の「無許可の不用品回収業者の対策等の事例集」を市町に周知。	◎：予定どおり	・市町と連携し、県民に向けて不用品回収業者に対する啓発チラシを配布する等注意喚起を行う ・市町と回収業者についての情報交換を行うとともに、他府県の指導事例等があれば情報提供を行う
40	一般廃棄物処理施設の整備等	一般廃棄物の適正処理に必要な体制を確保するため、循環型社会形成推進地域計画の策定に係る技術的助言や一般廃棄物処理施設の技術動向などの情報提供を実施するほか、施設整備に必要な財政措置を国に要請するなど、市町や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設の新設や更新などの施設整備を支援します。		・循環型社会形成推進地域計画の策定に係る技術的助言および情報提供を実施(地域計画の提出：12地域(H28年度末)) ・市町・一部事務組合の焼却施設は13施設(稼働中12、休止中1)があるが、老朽化している施設について、更新(建替)や大規模改修が予定。 近江八幡市および野洲市がH28に施設整備が完了。今後、大津市、湖東地域、草津市で新施設建設が予定。 ・H28春および秋に、国に対して政策提案を実施。 ・国のセミナー開催等の情報提供を実施。 ・廃棄物適正管理協議会において、県外の廃棄物処理施設およびし尿処理施設の視察研修を実施。	◎：予定どおり	・引き続き計画策定に係る技術的助言を実施する ・施設整備に必要な財政措置を国に要請する。
41		市町や一部事務組合がごみ焼却施設の新設や更新を行う際に、施設整備の進捗状況にあわせて助言や情報提供を実施し、効率の高いごみ発電や熱利用の導入や地域の防災拠点となり得る施設整備を促進します。		・施設整備の進捗状況にあわせ、市町へ循環交付金に係る指導・助言や情報提供を実施。 ・稼働12施設中、余熱利用施設は9施設(H28.12現在)、余熱利用率は75%と上昇(平成26年度実績は68%)	◎：予定どおり	・引き続き施設の新設・更新の際には、助言や情報提供を実施する。
42		県と関係市町等は、一般廃棄物焼却処理施設の適正な維持管理に向けて、滋賀県廃棄物適正管理協議会で情報交換を行います。		・ごみ処理部会の開催(1回) 県内の市町・一部事務組合とともに、各施設の維持管理状況や今年度から稼働を始めた新施設の状況等について情報交換を行い、適正管理にかかる市町等の意識向上を図った。	◎：予定どおり	・次年度も引き続き、相互に情報交換を行い、施設運営についての適正管理を推進する。
43		「滋賀県一般廃棄物処理広域化計画」の策定以降の状況変化や地域の実情等を考慮しながら、ごみ発電や熱利用の導入、処理の効率化等に資する処理施設の広域化について、長期的な視点で市町や一部事務組合に対して必要な助言や情報提供を実施します。		・可燃ごみ処理施設については、4ブロック(大津・甲賀・湖北・高島)で広域化・集約化が実現。 ・1ブロック(湖東)について、広域化・集約化に向けた取組が進められている。 (2ブロック(湖南・東近江)については広域化が進んでいない)	△：一部達成	・引き続き市町や一部事務組合に対して循環型社会形成推進地域計画の策定等を通じて必要な助言、情報提供を実施する。
44	一般廃棄物処理施設の監視指導	廃棄物処理法等に基づき、処理施設に対する立入検査を行うなどの指導・監督により、処理施設設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎます。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、不適正処理の拡大や再発の防止を徹底します。	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率：100%(計画期間中)	・一廃処理施設設置者に対する立入検査を全施設実施した。 (H29.3 一廃処理施設立入検査100施設/全100施設) ・施設における不適正処理があった場合は、指導票等により改善を指導しているが、行政処分に至るような事例はなかった。	◎：予定どおり	・次年度も引き続き、処理施設設置者に対する立入検査を行うなどの指導・監督により、処理施設設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぐ。
45	公共関与による最終処分場の確保	一般廃棄物の適正な最終処分が行われるよう、引き続き関係府県や市町との連携のもとに大阪湾フェニックス事業に関与します。		・大阪湾フェニックス事業について、管理委員会委員、理事等として、各種会議等へ参画し、事業運営に関与。	◎：予定どおり	大阪湾フェニックス事業について、引き続き運営に関与していく。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
46	水銀廃棄物の適正処理（一般廃棄物）	国の動向を踏まえながら、水銀使用廃製品（電池、蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計等）をはじめとする 水銀廃棄物の回収等の適正処理について、市町や一部事務組合に対して情報提供等 を実施します。		・環境省による「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」および「市町村等における水銀使用廃製品の回収事例集」を周知（H27.12） ・大気汚染防止法担当部署より廃棄物適正管理協議会ごみ処理部会において、水銀大気排出規制について市町等の処理施設に情報提供。	◎：予定どおり	・引き続き市町等で法令等に基づく適切な対応がとられるよう必要に応じて情報提供等を行います。
47	汚水処理施設整備構想に基づく汚水処理施設の整備等	市町等と連携しながら生活排水の適正処理を図るため、 「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づく計画的な下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備 を引き続き進めます。		・「滋賀県汚水処理施設整備構想2010」を見直し、 「滋賀県汚水処理施設整備構想2016」を策定・公表予定（H29.3） ＜上記構想の目標＞ 汚水処理人口普及率：99.3%（H32末）、99.8%（H37末） ・平成27年度末の汚水処理施設人口普及率：98.5%	◎：予定どおり	・引き続き目標達成のため、市町において進捗管理を実施し、県において点検を行う。
48	し尿処理施設の適正な運用	し尿処理施設について、 計画的に施設の更新等が行われるよう市町や一部事務組合に対し技術的な助言等 を行います。また、 し尿処理施設の適正な運用について 、滋賀県廃棄物適正管理協議会において、県と関係市町、一部事務組合で 情報交換 を行います。		・国の循環交付金の動向に関する情報提供や、地域計画の策定等に関する技術的な助言を実施。 ・滋賀県廃棄物適正管理協議会（事務局：県）において、県外のし尿処理施設の視察研修を実施するとともに、部会で意見交換。	○：概ね予定どおり	・引き続き施設の新設・更新の際には、助言や情報提供を実施。 ・廃棄物適正管理協議会において、次年度以降もし尿処理施設の視察研修を実施予定。
49	災害廃棄物処理体制の充実強化	県と廃棄物処理に係る事業者団体との連携協力体制や、県・市町・一部事務組合間による市町域を越えた 連携協力体制が災害発生時に迅速かつ適切に機能し、支援が円滑に行われるよう平時から必要な情報交換等 を行います。		・ H28年度は計画策定のための基礎調査を実施し、当該基礎調査の結果を適宜市町・一部事務組合に情報提供。 ・市町・一部事務組合担当者を対象とした 連絡会議（2回）で意見交換 を実施。 ・ 廃棄物適正管理協議会管理運営部会（3回開催）で調査結果の報告。	◎：予定どおり	・今後も 引き続き事業者団体や市町・一部事務組合と必要な情報交換 を実施。 ・災害廃棄物処理に必要な基礎データに関しては適宜情報を更新、市町・一部事務組合に情報提供。
50		非常災害発生時における災害廃棄物の処理への利活用を想定し、 産業廃棄物処理施設の処理余力や施設情報等の基礎データ を把握し、 市町や一部事務組合に情報提供 します。			◎：予定どおり	
51		「滋賀県地域防災計画」や「災害廃棄物対策指針」、地域ブロック協議会で策定される「災害廃棄物対策行動計画」等と整合性を図りながら、災害廃棄物処理に係る被災市町への支援等に係る県の体制や業務計画などを定めた 「滋賀県災害廃棄物処理計画」を策定 します。また、 市町等が災害廃棄物に係る収集運搬・仮置場・中間処理・再生利用・最終処分などの処理に係る体制や業務計画などを定めた災害廃棄物処理計画を策定する際には、技術的な助言および情報提供 などを通して支援を行います。	滋賀県災害廃棄物処理計画の策定（H29）		○：概ね予定どおり	
52	都道府県域を越える非常災害発生時における災害廃棄物処理に係る連携協力の推進	国や他府県、民間事業者等と連携し、都道府県域を越える巨大災害発生時においても対応できる災害廃棄物処理に係る 広域的な連携協力体制の構築に向けて、国の地域ブロック協議会に引き続き参画し、検討 を進めます。		・ 県域を越えた広域的な連携体制の構築に向けて、国の地域ブロック協議会（近畿・中部）における広域連携計画の検討に参画 （近畿2回・中部2回） ・近畿ブロック協議会では、行動計画（案）について協議。 ・中部ブロック協議会では、広域連携計画（第2版）を策定。 ・地域ブロック協議会が主催するセミナーや図上訓練・情報伝達訓練に出席。	◎：予定どおり	・ 引き続き地域ブロック協議会における県域を越えた広域的な連携体制の構築に向けた検討に参画 するとともに、本県の災害廃棄物処理計画の検討にも反映する。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
53	散在性ごみ対策	市町、企業および県民等と連携しながら、「環境美化の日」の活動をはじめとする 環境美化活動について若い世代の参加等も働きかけながらさらに推進します。	定点観測による散在性ごみ個数：11.3個以下（計画期間中）	県民、企業、各種団体および市町と連携し、滋賀県ごみの散乱防止に関する条例で定められている 5月30日、7月1日、12月1日の「環境美化の日」を基準日とした環境美化運動を展開（参加人数：232,979人 回収したごみの量：1,465トン） ・環境美化監視員による 巡回・監視・啓発活動の中で若い世代を意識しながら、環境美化活動への参加を促す啓発メッセージを添えた啓発ティッシュを県内各地で配布 （21,000個作成） ・県内 大学の学生ボランティア担当課に「環境美化の日」の環境美化活動に関する情報を提供し、学内への周知を依頼 （県内14大学） ・県主催の環境美化の日を基準日とした 環境美化活動に関する詳細な情報等（実施要領や地図）を掲載する専用のページを県ホームページ上に開設し、県公式facebookやしらがメールで周知 ・美しい湖国をつくる会に補助金を交付（400万円） ＜取組目標の達成状況＞ ・定点観測による散在性ごみ個数：12個（H28）	◎：予定どおり	・環境美化の取組をより多くの方の協力を得て、盛り上げていくために環境美化活動等に関する情報を、 若年層を中心に、より一層発信 していく。この一環として、 現在ごみ拾いSNS「ピリカ」に滋賀県の環境美化活動見える化ページを開設しているが、他の情報ツールについても積極的に活用 していく。 ・引き続き、美しい湖国をつくる会等と連携し、ボランティアによる環境美化活動を支援する。
54		淡海エコフオスター制度等の 地域主体の環境保全活動を引き続き推進 します。		・淡海エコフオスター登録団体のうち希望する団体について、県で一括してボランティア保険に加入（年度当初96団体延べ22,550人） ・ 淡海エコフオスター通信を発行し、登録団体の活動をPR （毎月1回） ・美しい湖国をつくる会に補助金を交付（400万円）【再掲】	◎：予定どおり	
55		環境美化監視員による散在性ごみの未然防止に向けた巡回・監視・啓発 を引き続き実施します。		・各環境事務所および循環社会推進課に 環境美化監視員を配置 （計7名）し、 ポイ捨て防止のための巡回・監視・啓発活動を実施 （各管内年間72日） ・散在性ごみについてのアンケート調査（835人）および定点観測調査（県内38箇所）を実施	◎：予定どおり	
56	排出事業者に対する普及啓発等	排出事業者の工場や事業場等への立入調査などの 指導・監督を行うほか 、排出事業者を対象とした講習会や 情報提供を通して適正処理を徹底 します。		・水濁法や大防法等にかかる排出事業者に対する 環境事務所では実施の工場立入において、廃棄物の適正処理にかかる指導 についても行った。（述べ198回／対象：211事業者） ・排出事業者向けのリーフレットを作成し、環境事務所に配布した。 ・経済団体に対して、廃棄物の適正処理について広報を行った。（1回）	◎：予定どおり	・引き続き排出事業者に対して指導や効果的な啓発等を行い、適正処理の推進を図る。
57	産業廃棄物処理施設および産業廃棄物処理業者等への指導等	廃棄物処理法や要綱等に基づき、処理施設の設置や処理業の開始にあたっての事前協議や処理施設に対する 立入検査を行うなど適切に指導・監督を行うことで 、処理施設設置や処理業開始に起因する生活環境保全上の支障を未然に防ぎ、安全で信頼性の高い 産業廃棄物の適正処理を推進 します。また、不適正な事案が発生した場合は、迅速かつ厳正に行政指導や行政処分を行い、 不適正処理の拡大や再発の防止を徹底 します。	廃棄物処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率：100%（計画期間中）	・ 処理施設設置者および処理業者に対する立入検査を全施設実施 した。（H29.3 立入検査310施設／全310施設） ・施設における不適正処理があった場合、指導票等により改善を指導しているが、行政処分に至るような事例はなかった。 ＜取組目標の達成状況＞ ・産廃処理施設や産廃処分業者への立入検査実施率：100%（H29.3 立入検査310施設／全310施設）	◎：予定どおり	・次年度も引き続き、処理施設設置者および処理業者に対する立入検査を行うなどの指導・監督により、処理施設等設置に起因する生活環境保全上の支障を未然に防止する。
58		優良産廃処理業者認定制度および同制度により認定された産廃処理業者について周知を行うとともに、講習会の開催等を通じて 優良な産廃処理業者を育成 します。		（一社）滋賀県産業廃棄物協会への産業廃棄物処理業者団体育成事業による産業廃棄物 処理業者を対象とした講習会 （2回開催、計88名参加）で、 優良産廃処理業者認定制度について周知 を行うとともに優良な産廃処理業者の育成に努めた。	◎：予定どおり	

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
59	PCB廃棄物の確実な期限内処理の実施	保有に係る届出を行わないまま 未処理のPCB含有機器を保有する事業者を把握するための掘り起こし調査を実施 し、平成28年3月変更の滋賀県PCB廃棄物処理計画に基づき、国および中間貯蔵・環境安全事業株式会社が進めるPCB廃棄物処理事業等を活用して、PCB特措法で定める処理期限までの確実かつ適正な処理を進めます。		○掘り起こし調査の実施 対象：7,070者、返信：5,160者、未返信：1,410者、未達：500者 返信中PCB含有電気機器等保有事業者 207者 ・督促 計2回	◎：予定どおり	・次年度も引き続き、掘り起こし調査の未返信事業者等に対する調査等を行い、PCB廃棄物等の把握に努めます。
60		PCB廃棄物保管事業者に対して立入検査を行うなど、早期処理完了に向けた指導等を徹底します。		○保管事業者に対する処理時期の確認 ・PCB廃棄物のうち、特に期限が迫っている高濃度PCB廃棄物を保管する全事業者に対し、立入検査等により処理時期の確認および適正処理を指導した。（H26末届出数262事業者、262事業者に確認(100%)）	◎：予定どおり	・引き続き、処理時期が未定と回答した事業者に対して、期限内の確実な処理について指導する。 ・掘り起こし調査により新たに高濃度PCBを保有していると回答した事業者に対し、期限内の早期処理完了について随時立入検査等により指導する。
61		県自らが保有するPCB廃棄物を計画的に処理し、PCB廃棄物の円滑な処理に向けて県内のPCB廃棄物保管事業者等に対して先導的な役割を果たします。		○庁内連絡会議の実施 年2回（7月29日、8月29日） ・処理スケジュールの把握と情報共有 ・庁内の処分予定についてJESCOに情報提供	○：概ね予定どおり	・次年度も引き続き関係所属、JESCOとの調整を行い県自らが保有するPCB廃棄物の円滑な処理を推進する。
62		PCB廃棄物の処理について県民等の理解を得るため、PCB廃棄物の計画的処理に関する情報提供を実施します。		○PCB廃棄物の処理に関する広報 ・県の広報誌、ホームページ、twitter、facebookや滋賀報知新聞に早期処理に関する情報を掲載 ・市町や関係団体に対しても広報について依頼し、4市町4団体において会報誌やホームページ等により早期処理に関する情報を掲載 ○PCB廃棄物の処理に関する講師派遣・説明会の実施 ・電気関係の業界団体における研修会において、早期処理に関する説明を実施（全4回） ・大津市と共催で法律の改正および早期処理について、PCB保有事業者を対象とした説明会を全2回実施（参加者 計300名）	◎：予定どおり	○PCB廃棄物の処理に関する広報 ・県広報誌やホームページ、SNS等を活用した情報提供を実施する。 ○PCB廃棄物の処理に関する講師派遣・説明会の実施 ・関係団体が実施する研修会など、様々な機会を捉え、PCBの処理に関する説明や情報提供を行う。
63	石綿含有廃棄物、廃石膏ボード、水銀廃棄物等の適正処理	石綿含有廃棄物、廃石膏ボードについて、建設リサイクル法所管部署とも連携しながら、引き続き適正な処理に係る指導を徹底します。		・建築部局、労基署との合同パトロール（立入指導：107件）実施の際に、建物の解体時の石綿含有廃棄物、廃石膏ボードの適正な処理についても、重点的に確認し適切な指導を行った。 ・滋賀県環境事業公社の主催する石膏ボードのリサイクルに関するシンポジウムについて、運営を支援した。	◎：予定どおり	・引き続き、建設リサイクル法を所管する建築部局、労基署と連携し、合同パトロールの実施時に、建物の解体時の石綿含有廃棄物、廃石膏ボードの適正処理についての指導を行う。
64		産業廃棄物の水銀廃棄物についても、処理基準の策定など国の動向を注視し、適切に対応します。		・国において策定予定（年度内）の水銀廃棄物ガイドラインについて、情報収集を行った。	×：未着手	・水銀廃棄物を扱う処理業者等に対して、ガイドラインを踏まえた指導等を行う。
65	公共関与による最終処分場の確保	公共関与による最終処分場である大阪湾フェニックス事業および公益財団法人滋賀県環境事業公社のグリーンセンター滋賀の適切な運営が図れるよう引き続き関与していきます。また、グリーンセンター滋賀については、県内唯一の管理型最終処分場であり、「大切な資産として長く大事に使う」方針を示し、運営に関与していきます。		・大阪湾フェニックス事業について、管理委員会委員、理事等として、各種会議等に参画し、運営に関与した。 ・また、公益財団法人滋賀県環境事業公社のグリーンセンター滋賀については、「グリーンセンター滋賀経営改善へ向けた基本方針」に基づき財務的経費に対し資金支援を行った。 ・平成28年10月に、グリーンセンター滋賀を「大切な資産として長く大事に使う」基本姿勢を示した今後5年間の「グリーンセンター滋賀の今後の運営に係る基本方針」（H29～H33）を策定した。また、料金の見直しを行った。	◎：予定どおり	・大阪湾フェニックス事業について、引き続き運営に関与していくとともに、グリーンセンター滋賀についても「グリーンセンター滋賀の今後の運営に係る基本方針」に基づく資金支援を行い、運営に関与していく。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
66	電子マニフェストの普及拡大	排出事業者・収集運搬業者・処理業者や各業界団体等に対して電子マニフェストの普及拡大に向けた研修会を開催するとともに、業界団体への働きかけを行うなど 電子マニフェストへのさらなる加入促進 を進めます。	電子マニフェスト利用率：50%以上（計画期間中）	・H28.10.20、びわ湖環境ビジネスメッセ2016において 電子マニフェスト普及セミナーを開催 ・産廃協会等を通じた 電子マニフェスト新規加入者使用料無料キャンペーンの周知 ・ 紙マニフェスト交付枚数の多い県関係機関、市町関係機関に対し、電子マニフェスト普及セミナーの案内と電子マニフェスト新規加入者使用料無料キャンペーンの周知 ＜加入事業者数＞ H28.3.31時点1,309 → H29.2.20時点1,618 ＜利用率＞ H27年度43.5%	△：一部達成	・引き続きびわ湖環境ビジネスメッセ2017での電子マニフェスト普及セミナーを開催する。 ・業界・団体へ上記セミナーへの参加及び加入の働きかけ（チラシの送付や個別訪問等）
67		排出事業者となる 県関係機関や市町等において電子マニフェストの率先的な利用が図られるよう働きかけ ます。			△：一部達成	・滋賀県庁における利用が図れる体系を考え、また、 県の公共事業での利用や市町の公共工事への拡大する方策について検討 する。
68	不法投棄対策等	警察、市町等の関係機関や近隣府県市と連携し、監視パトロールや不法投棄通報110番、航空機による広域監視、監視カメラの活用などの効果的な監視取締活動により、 不法投棄の未然防止対策や早期発見に引き続き取り組めます。	産業廃棄物不法投棄等の発生年度解決率：85%以上（計画期間中）	・ ドローンを活用したパトロールの実施 （6か月18回）、 航空機による広域監視 （3回） ・10月の不法投棄防止 強調月間における不法投棄110番通報の周知啓発 （6箇所） ・各環境事務所での 小型監視カメラの設置活用 ・警察、市町等の 関係機関と連携した現場対応	◎：予定どおり	・引き続きドローンの追加購入とその活用、航空機による広域監視を行う。 ・引き続き不法投棄防止強調月間における不法投棄110番通報の周知を行う。 ・引き続き小型監視カメラの活用を行う。 ・警察、市町等の関係機関や近隣府県市との緊密な連携
69		早期の問題解決を図るために、不法投棄等発生時に迅速な現地調査と行政指導を行い、 必要に応じて行政処分、告発等厳正な対応 を行います。		・ 2月末現在、産業廃棄物不適正処理事案の新規発生件数は103件に対して解決件数は85件で、解決率は82.5% であった。 ・甲賀における不法投棄事案につきH28.6.30措置命令を発出、H28.11.22刑事告発を実施 ＜取組目標の達成状況＞ ・産業廃棄物不法投棄等の発生年度解決率：82.5%（H29.2現在）※大津市分除く	○：概ね予定どおり	・産業廃棄物不適正処理事案の新規発生件数に対する解決率の向上に努める。 ・甲賀における不法投棄事案については、引き続き現場改善に向け、排出事業者も含めて指導する。
70		地域住民等と協働による原状回復事業の実施や監視・通報体制により、 不法投棄等をさせない地域づくりを推進 します。		・地域協働原状回復事業2箇所実施（長浜市、高島市）	◎：予定どおり	・地域協働原状回復事業を3箇所程度実施する。
71		土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄に関しても情報収集し、監視を行うなど、 土砂条例 制定自治体や土地開発関係部署と連携して不適正事案の防止に取り組めます。		・地域ごみ対策会議や監視業務を通じた 土砂等による埋立てを装った廃棄物の不法投棄に関する情報の把握 に努めた	○：概ね予定どおり	・引き続き、情報収集を図り、不適正事案の防止に努める。
72	IBRDエンジニアリング社最終処分場問題への対応	IBRDエンジニアリング社最終処分場における 二次対策工事を引き続き進め 、位置を特定できた原因廃棄物等の掘削除去を行うとともに、底面粘土層の修復と側面に露出した地下水帯水層の遮水を行い、併せて浸透水を揚水処理すること等により、生活環境保全上の支障およびそのおそれの除去に取り組めます。		・ 二次対策工事はA～Eまである工区の内、A工区では底面粘土層の修復を行い地下水汚染拡散防止対策（底面遮水工）を完了 させた。 B・C工区等についても当年度計画どおり工事を実施 した。	◎：予定どおり	・地下水汚染拡散防止対策としてB工区の遮水工事の完了に取り組む。併せてC～E工区の工事の進捗を図る。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
73	環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)の運用	滋賀県庁の環境マネジメントシステムおよび県庁率先行動計画(グリーン・オフィス滋賀)を引き続き適切に運営し、県の組織が行う事務事業において環境配慮および環境保全に関する取組を促進します。		・各部門でPDCAによる取組を推進 ・第1回環境経営会議開催(6/28) 環境にやさしい県庁率先行動計画(GOS)における部局等の目標について報告 ・EMS担当者会議(9/16)にて各取組の進捗状況を情報共有し、順調に運用されていることを確認 ・第2回環境経営会議開催(12/20)滋賀県庁環境マネジメントシステムの運用状況(平成27年度の実績および平成28年度の進捗状況)についての報告 ・環境経営会議の概要をHPに公表	◎：予定どおり	・引き続き、システム全体の運用を図る。 ・平成28年度の各部門での取組状況を、平成29年度環境経営会議で報告。(業務見直しにより、EMS担当者会議および環境経営会議を簡素化する予定)
74				・グリーンオフィス推進員研修(5/13)を開催し、グリーン・オフィス滋賀の概要や平成28年度の実績、民間の環境取組の情報を提供。 ・新たに設定した月別環境行動強化項目について、共通事務端末ログイン画面への情報掲載や庁内放送を利用した啓発を実施。 ・電気使用量、公用車等燃料使用量、可燃ごみ排出量、用紙購入量の各部局の目標宣言を第1回環境経営会議(6/28)へ報告。 ・各所属で9月および2月に環境行動の自己点検を実施。 ・各所属で10月～12月に職場研修を実施し、現状の取組状況の把握や今後の取組について確認。 ・第2回環境経営会議(12/20)にて電気使用量、公用車等燃料使用量、可燃ごみ排出量、用紙購入量の中間実績および第1回環境経営会議で報告した各部局の目標宣言の中間状況を報告。	◎：予定どおり	・平成28年度と同様の取組を実施。(業務見直しにより、一部簡素化等を検討する。)
75	公共施設等の老朽化対策	「滋賀県公共施設等マネジメント基本方針」に基づき公共施設等の長寿命化対策をはじめとする老朽化対策を推進します。		長期保全計画策定済みの22施設において、長寿命化対策を実施 新たに42施設において、長期保全計画を策定し、H29年度から長寿命化対策を実施予定	◎：予定どおり	全ての長寿命化対象施設(131施設)での長期保全計画策定を目指し、67施設において同計画を策定する。 長期保全計画に基づく長寿命化対策を計画的に実施する。
76	環境関連産業の振興	環境産業総合見本市「びわ湖環境ビジネスメッセ」の開催や販路開拓・技術開発の支援、海外展開を図る企業等への支援等を通じて産業と環境が両立した「持続可能な社会」の実現につながる環境関連産業の振興を進めます。		【びわ湖環境ビジネスメッセ】 会期中における商談件数 平成27年度 28,825件 → 平成31年度 30,000件 <取組状況の達成状況> びわ湖環境ビジネスメッセ2016(平成28年度)： 27,511件 【水環境ビジネス】 水環境ビジネスの推進母体である「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の構成企業・団体数 平成26年度 120企業・団体 → 平成31年度 150企業・団体 <取組目標の達成状況> 平成29年2月末現在 147企業・団体	○：概ね予定どおり	【びわ湖環境ビジネスメッセ】 ・「びわ湖環境ビジネスメッセ2017」では、第20回記念開催を契機としてビジネスチャンス獲得の場としてのびわ湖環境ビジネスメッセの魅力を高め、会期中における商談件数の増加につなげる。 【水環境ビジネス】 ・ほぼ予定どおり進捗しており、引き続き「しが水環境ビジネス推進フォーラム」の構成企業・団体数の増加に努める。

番号	項目	第4章「施策の方向性」記載内容	関連する 取組目標等	平成28年度までの取組状況	評価 ◎：予定どおり ○：概ね予定どおり △：一部達成 ×：未着手	今後の取組予定 ※平成29年度～
77	バイオマスの利 活用の推進	「琵琶湖森林づくり基本計画」に基づき、林内に放置されてきた間伐材等の未利用木質バイオマスの搬出利用を推進するほか、地域でのエネルギー利用に向けた 木質バイオマスの利活用の取組を推進 します。		・間伐材の利用を促進するため、単位面積当りの 搬出量を増やす取組に対して支援 を行った。 ・一般 県民等を対象として、薪ストーブやペレットストーブ等の設置に対し経費支援 を行い、地域でのエネルギー利用に木質バイオマスの利活用を推進。	◎：予定どおり	・引き続き支援を行い安定供給の確立を推進するとともに、木質バイオマス燃焼機器の設置に対しても支援を継続する。 ・また、木質バイオマス燃焼機器の設置に実施したアンケート調査において、燃料となる原木等の供給体制にへの要望が多かったことから、今後検討していく必要がある。
78		「滋賀県農業・水産業基本計画」に基づき、関係団体等と連携しながら、家畜用飼料(稲発酵粗飼料、飼料用米や稲わら)と堆肥の交換など 耕畜連携による資源循環の推進や、エコフィードの利用促進 を進めます。		・良質な堆肥化処理と併せて 地域環境に配慮した有機質資源の循環が進むよう耕畜連携の取り組みを推進 した。 ・平成28年度畜産経営環境保全等 実態調査を実施し、県内で発生する家畜排せつ物量の実態を把握 するとともに(乳用牛:56千t、肉用牛:156千t、豚:10千t、鶏:21千t)、その99%が良質な有機資源として農地の土づくりに活用できていることを確認した。(0.9%は浄化処理) ・エコフィードの利用促進を図るため、食物残さが利用された飼料の安全性の確保を目的に、製造者への指導等を行った。	◎：予定どおり	・「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」、「家畜排せつ物の利用の推進を図るための県計画」に基づき、 家畜排せつ物管理の適正化を図る 必要がある。 ・耕種農家と畜産農家の連携(耕畜連携)により、稲わら等を活用した堆肥の利用促進を図ることで 有機質資源の循環システムを構築し、家畜ふん尿の土壌還元を促進 する。 ・引き続きエコフィードの利用促進を図るため、製造者、流通事業者に対し、安全性確保の指導を徹底する。
79		廃棄物系バイオマス (食品廃棄物、木質系廃棄物、紙類、廃食用油など) を地域に還元させる取組を促進 します。		・県内排出の廃棄物系バイオマスを肥料、飼料、石炭などの滋賀県リサイクル認定製品等として、地域に還元させる取組で実績を上げる 廃棄物処理業者・団体の取組の奨励を行う「滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業」を実施。奨励件数:3件 (木質系バイオマス、生ごみ、廃食用油) ・要綱を改正し、申請を随時受付とし申請しやすいようにした。 ※従来、7月～8月末 ・びわ湖環境ビジネスメッセへの出展により奨励事業者の取組の周知を図った。	○：概ね予定どおり	・引き続き「滋賀県廃棄物系バイオマス地域循環奨励事業」により、廃棄物系バイオマスの地域循環の促進を図る。
80	環境学習の 推進	「 第三次滋賀県環境学習推進計画 」に基づき、廃棄物に係る諸課題を自分ごとと捉え、気付きや学びを主体的な行動へと移し、連携・協働し、課題解決を進めることのできる 人育てにより、循環型社会づくりを推進 します。		・琵琶湖博物館環境学習センターにおける 環境学習支援 相談件数 約200件(見込) ホームページ「エコロレーが」による情報発信 アクセス数 約40万件(見込) ・「 エコ・スクール 」活動による、 地域と連携した小中学校12校への学習支援のうち、循環型社会づくりに関わるもの 6校	◎：予定どおり	・引き続き環境学習支援の拠点である琵琶湖博物館環境学習センターにおいて、 県内の指導者にかかる情報の収集や学習資料の貸出し、相談対応等により、循環型社会づくりを担う人づくりの支援 を行う。 ・「エコ・スクール」活動については、平成29年度より新たにアドバイザーの派遣制度も設け、 学校における地域と連携した学習活動を支援 する。
81	環境に配慮した消費者行動の促進	「 滋賀県消費者基本計画(第3次) 」に基づき、日常生活や事業活動の中で、環境に配慮した行動を自ら実践し、消費社会の一員としての自立した消費者が育まれるよう、消費者教育や環境学習などを通じて、 環境に配慮した消費者行動を促進 します。		体系的な消費者教育として、 環境に配慮した消費者行動につながる学習教材の作成や出前講座、啓発等 を行った。 平成28年5月28日 消費者月間シンポジウム 平成28年12月27日 小学校低学年向け出前講座 平成29年1月12日・13日 保育所・幼稚園向け出前講座 平成29年2月9日 小学校高学年向け出前講座 等	◎：予定どおり	・今後も、環境に配慮した消費者行動がとれる「 自立した消費者 」となるための 学習支援や啓発 に取り組む。

◎：予定どおり ⇒ 62
○：概ね予定どおり ⇒ 15
△：一部達成 ⇒ 3
×：未着手 ⇒ 1

43：一廃処理施設の広域化
66：電子マニフェスト加入促進
67：県関係機関等における電子マニフェスト利用促進
64：産業廃棄物の水銀廃棄物の適正処理

95%が◎、○

食品ロス削減に向けた事業者・県民団体・市町・県の連携体制の整備

「(仮称)滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」の設置

- ① 事業者(小売店、飲食店、宿泊施設)、県民、行政(市町・県)の共通課題である買い物ごみ・食品ロスの削減に向けて、関係者が連携を図るとともに、各主体間の情報交換を図るため、

「(仮称)滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会」 を設置する。

- ① 設置は、既存の「買い物ごみ減量推進フォーラムしが」を改組するかたちで行う。

※既存フォーラムの取組に食品ロス対策を追加、食品ロス関係で学識経験者・事業者団体等を追加

設置のねらい

- ① 関係者が当事者意識を持ち、取組を開始するための契機づくり
- ② 行政・事業者・県民団体等の連携による官民挙げた「県民運動」の推進
⇒県民運動により、全県的な気運を醸成し、取組が幅広く浸透している状況を作る。
- ③ 関係者による連携取組の展開
⇒「(仮称)しが食品ロス削減推奨店」制度の運用、協働による啓発キャンペーンの実施
- ④ 関係者の情報交換・情報共有
⇒各事業者間・市町間のノウハウの共有化、各主体の取組レベルの底上げ、統一的な対応に係る調整など

協議会の位置づけ・各主体の役割分担のイメージ

- ・買い物ごみ・食品ロス削減に係る普及啓発・情報発信（協働による啓発キャンペーン、HP等での情報発信）
- ・レジ袋削減協定の運用
- ・「（仮称）しが食品ロス削減推奨店」（以下、「推奨店」という。）制度の制定・運用
- ・買い物ごみ・食品ロスの削減等に係る情報交換
- ・参画団体等の取組に係る調整 等

・取組全般に係る助言等

学識経験者

（仮称）滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会

事業者
（小売店）

事業者
（飲食店・宿泊施設）

事業者団体
県民団体等

市町

県

- ・協働による啓発キャンペーン
- ・レジ袋削減取組
- ・簡易包装の推進
- ・食品ロス削減の取組（バラ売り・量り売り、売り切り、消費者の啓発（家庭での食べきり、鮮度意識の改善）等

- ・協働による啓発キャンペーン
- ・食品ロス削減の取組（料理提供量の調節、メニューの工夫、消費者への啓発（食べきり））等

- ・協働による啓発キャンペーン
- ・県民・団体構成員等への周知・啓発
- ・「推奨店」の募集協力

- ・協働による啓発キャンペーン
- ・排出事業者への指導・啓発
- ・住民への啓発・情報提供（例. HP・広報紙、環境イベント等）
- ・「推奨店」の募集協力（例. HPでの周知、管内事業者への周知）等
- ・ごみ組成調査（食品ロス量の把握）

- ・協働による啓発キャンペーン
- ・協議会の事務局運営（会議運営、取組の企画・検討、関係者との調整 等）
- ・県民への啓発・情報提供（例. HP・広報紙等）
- ・「推奨店」の募集・受付登録・広報
- ・市町・国の調査結果を踏まえた県全体推計

会議は、2回程度（6月～7月、2～3月）

「(仮称)しが食品ロス削減推奨店」制度について

「(仮称)しが食品ロス削減推奨店」の概要(素案)

1. 実施主体

滋賀県買い物ごみ・食品ロス削減推進協議会

2. 募集対象者

滋賀県内で営業する飲食店、宿泊施設、食料品小売店

3. 推奨店に実施いただく内容等

- 食品ロス削減に係る取組項目(次スライドに記載)の積極的な実践
- 推奨店ステッカーの掲示(店舗・施設の入口等)、必要に応じて自社HPへ掲載
- お客様への取組内容のPR(啓発ツール(チラシ、ポスター等)の活用)
- 協議会または県・市が実施する調査(アンケート)への協力(取組の状況、客の反応、課題の把握等)

4. 推奨店のメリット

- 食品ロス削減による廃棄物の排出量の低減(⇒処理費用の低減)
- 滋賀県や市町のHP等で店舗・宿泊施設が推奨店であることが県民に広く紹介される
⇒食品ロス削減に配慮したお店・宿泊施設として紹介することで、企業イメージが向上し、ひいては、ごみ問題・環境問題を意識する県民等の利用につながる
- 店舗への掲示用の普及啓発品(ステッカー、ポスター、チラシ、卓上ポップ、フードレスキューシール)が提供される。 ※電子データと併せて提供

推奨店の取組(素案)

- ・推奨店は、次の取組事項のうち、**必須項目■＋□**を1項目以上実施できる事業者とする。
- ・店舗等の単位で設定するものとする。

飲食店・宿泊施設部門

■食品ロス削減の呼びかけ

(例)ポスター掲示、卓上POP配置、店内放送、自社の宣伝チラシ・HP等への掲載 など (何かひとつでも実施)

□食べ残しを少なくするメニュー設定・量の調節等

(例)小盛りメニューやハーフサイズメニューの設定

(例)注文受付時にご飯の小盛りの希望等を聞く

□無駄の無い食材の確保・食材の使い切り

(例)人数に応じた無駄の少ない食材確保

(例)ロスの少ない食材の確保(カット野菜等)

(例)野菜の芯等の有効活用(スープ等)

□完食した来店者に対する独自サービス

(例)完食した場合にドリンク1杯無料、サービス券配布、飲食料金の割引、ポイント加算 など

□上記以外の食品廃棄物の削減等につながる取組 ()

※店独自のアイデアで取組を検討して記入するもの

(例)宴会等受付時にお客様の年齢構成や嗜好を確認

(例)生ごみの水切りの徹底

(例)食品廃棄物の堆肥化・飼料化(企業への委託、生ごみ処理機の使用など)

食料品小売店部門

■食品ロス削減の呼びかけ

(例)ポスター掲示、店内放送、自社の宣伝チラシ・HP等への掲載 など (何かひとつでも)

□ばら売り、量り売り、割引販売等による販売

(例)ばら売り・量り売り・少量パック等による販売

(例)期限間近の食料品の割引販売、閉店間際の割引販売

□賞味期限表示・消費期限表示に係る啓発

(例)賞味期限表示または消費期限表示についての正しい理解を伝える啓発(自社HPあるいはチラシ、表示でお知らせ、国等のチラシ配置でも可)

□食品ロス削減レシピの情報提供

(例)家庭での食品ロス削減につながる調理の工夫などの情報提供(自社HPあるいはポスター・チラシ、県が作成するチラシ等の配置でも可)

□上記以外の食品廃棄物の削減等につながる取組 ()

※店独自のアイデアで取組を検討して記入するもの

(例)フードバンクへの食料品提供

(例)学校飼育動物への野菜くずの提供

(例)食品廃棄物の堆肥化・飼料化 等